

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日または
の翌日)

目 次

◇ 告 示

土地改良区の役員の就退任
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業計画の適否の決定

◇ 公 告

昭和四十七年度狩猟者講習会の開催
昭和四十七年度砂利採取業務主任者試験の実施
鳥取県税条例の一部を改正する条例中訂正

◇ 正 誤

告 示

鳥取県告示第四百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定

に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十七年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大井手土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理 事	岸 本 太 郎	八頭郡河原町長瀬三二の一
"	秋 山 勝 治	鳥取市円通寺二七七の一
"	片 山 律 寿	長 谷 一〇〇合併地
"	加 藤 重 蔵	倭文四一二の四
"	中 西 秀 男	竹 生 四 二
"	半 田 仲 治	朝 月 二 九 八
"	藤 原 俊 治	下 味 野 一 二 三
"	中 田 喜 代 志	一 二 五
"	山 本 哲 雄	菫 蒲 四 六 二
"	小 沢 忠 平	古 海 八 四
"	中 尾 千 松	七 七 二
"	森 本 茂 信	安 長 五 一 九
"	坂 本 糸 太 郎	秋 里 八 六 七
"	天 川 勇 吉	徳 吉 一 九 四
"	古 田 長 松	西 品 治 五 七 五
"	奥 村 秀 治	湖 山 町 五 九 七
"	山 根 幸 一	一 五 八 一

宮本 正 足山一八〇二
 濱部 徳五郎 賀露町八六六
 監事 木下 善蔵 八頭郡河原町布袋三〇六
 中村 寿治 鳥取市倭文三六〇
 牧野 千代蔵 西品治二五一の四
 邨上 宣夫 湖山町一五五六
 任期満了により退任

大井手土地改良区

就任した役員住所及び氏名

理事 岸本 郁太郎 八頭郡河原町長瀬三一の二
 森本 一郎 布袋三二〇の一
 片山 律寿 鳥取市長谷一〇〇合併地
 加藤 重蔵 倭文四一二の四
 藤原 馨 下味野一七三
 有田 喜美雄 上味野二八一
 池沢 潔 下味野三一二の一
 田中 柳八 服部二四一
 加柴 賢蔵 菖蒲三五一
 本荘 幸延 古海一一〇
 前田 義雄 八三三の六
 坂本 糸太郎 秋里八六七
 安養寺 秀光 安長三二五
 田村 政信 南隈三七

古田 長松 西品治五七五
 奥村 秀治 湖山町五九七
 山根 幸一 一五八七
 宮本 正 足山一八〇二
 小玉 長太郎 賀露町八八九
 近藤 平八郎 竹生七一の二
 森本 隆明 菖蒲三三三
 天川 勇吉 徳吉一九四
 邨上 宣夫 湖山町一五五六
 昭和四十六年三月十九日通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十六年四月一日就任 任期二年

八橋中央土地改良区

退任した役員住所及び氏名

理事 押本 久蔵 東伯郡東伯町大字八橋一、七二一
 藤井 寅治郎 三、一一四
 市本 恒寿 二七二
 桑本 幸正 保五二
 灘尾 茂 八橋三一六
 堀江 宗市 一、四一一
 西山 友則 三、一八六
 押木 匡平 三、四五七
 中村 敦 一、五〇〇
 河本 茂 三、一七〇
 監事

山田正信 笠見二三
任期満了により退任

八橋中央土地改良区

就任した役員の名

堀江宗市 東伯郡東伯町大字八橋一、四一

西山友則 三、一八六

藤井寅次郎 三、一一四

市本恒寿 一七二

桑本幸正 保五二

灘尾茂 八橋三一六

中村敦 一、五〇〇

松本寿己 九三四

押本匡平 三、四五七

河本茂 三、一七〇

山田正信 笠見二三

昭和四十七年四月十八日通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十七年四月十八日就任 任期四年

上北条土地改良区

退任した役員の名

山本春信 倉吉市小田一三一

籤本定好 一八五ノ九

西谷重幸 古川沢一九三

西谷勇雄 一八六

木天富治 下古川三二四

河本三男 一六八

徳田義夫 井手畑三〇

足羽幸人 一二八

磯江義博 新田九七

磯江長幸 一一三

石村大治 一〇三

牧田叔人 中江一八三

浅田重吉 一一六

仲倉俊政 大塚一五四

川本博 一一二ノ二

池田実 穴窪六七

大上操 二三一

岡本儀蔵 東伯郡北条町国坂二五二

東春蔵 倉吉市中江一三六

船越一正 小田一八七

綾女正雄 下古川二一九

伊東利春 新田二六六

任期満了により退任

上北条土地改良区

就任した役員の名

山本春信 倉吉市小田一三一

木天富治 下古川三二四

国分寺土地改良区

昭和四十七年四月四日通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十七年四月二十二日就任 任期二年

西谷重幸	古川沢一九三
浅田重吉	中江一一六
磯江長幸	新田一一三
磯江義博	九七
籾本定好	小田一八五ノ九
西谷勇雄	古川沢一八六
河本三男	下古川一六八
徳田義夫	井手畑三〇
徳田哲雄	二九
石村大治	新田一〇三
牧田叔人	中江一八三
仲倉俊政	大塚一五四
川本博	一一二ノ二二
池田実	穴窪六七
大上操	二三一
岡本儀蔵	東伯郡北条町国坂二五一
監事 東春蔵	倉吉市中江一三六
船越一正	小田一八七
綾女正雄	下古川二一九
伊東利春	新田二六六

退任した役員の仕事及び氏名

理事 横河莊吉	岩美郡国府町大字国分寺四七
加藤豊	一一二
安木正実	六七
大久保宗一	五六
安木薫	一〇四
河村稔	三四ノ一
寺坂恭	一〇六
加藤茂実	五七
治部田繁美	鳥取市杉崎六
大橋文治	一一
安木慶孝	岩美郡国府町国分寺六二
監事 安木光義	六〇
福田隆	一〇七
松田勉	三一
西村利直	九二
任期満了により退任	

国分寺土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事 横河莊吉	岩美郡国府町大字国分寺四七
大久保宗一	五六
安木慶孝	六二
横河輝男	三四

米村 巖 三五
 河村 建一 三七
 松田 祐治 三九
 安木 光義 六〇
 加藤 武男 六五
 加藤 貞蔵 七八
 安木 正実 六七
 河村 稔 三四ノ一
 加藤 広蔵 三八
 松田 勉 三一
 松田 紀男 三三

昭和四十六年八月三十一日通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十六年九月一日就任 任期二年

尾高井手土地改良区
 退任した役員の住所及び氏名
 監事 伊沢 性一 米子市尾高一六二
 " 高橋 繁雄 " 石洲府四二一
 " 野坂 弘 西伯郡岸本町上細見三五七
 任期満了により退任

尾高井手土地改良区
 就任した役員の住所及び氏名
 監事 伊沢 性一 米子市尾高一六二

野坂 弘 西伯郡岸本町上細見三五七
 船越 良逸 米子市福万二三二
 昭和四十七年四月三十日通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十七年五月一日就任 任期四年

新開土地改良区
 退任した役員の住所及び氏名
 監事 磯江 義正 東伯郡北条町大字江北一六八六
 " 竹内 徳夫 "

任期満了により退任

新開土地改良区
 就任した役員の住所及び氏名
 監事 磯江 義正 東伯郡北条町大字江北一六八六
 " 竹内 徳夫 "

昭和四十六年三月二十八日通常総会において役員選挙の結果当選し、昭和四十七年四月一日就任 任期二年

新開土地改良区
 退任した役員の住所及び氏名
 理事 神崎 晶 東伯郡北条町江北一七五二
 " 門脇 金蔵 " 一九九七
 " 米本 英雄 " 二四五二
 " 磯江 美彰 " 二六一一

〃 榊田一成 〃 二四六二
 任期満了により退任

新開土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 神崎 晶 東伯郡北条町大字江北一七五二
 〃 門脇 金蔵 〃 一九九七
 〃 米本 英雄 〃 二四五二
 〃 磯江 美彰 〃 二六一一
 〃 榊田 一成 〃 二四六二
 昭和四十七年三月二十三日通常総会において役員選挙の結果当選し、昭和四十七年四月一日就任 任期二年

北条砂丘土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

監事 入江 春男 東伯郡北条町大字江北六四一
 〃 岩垣 緑 〃 弓原三七二
 〃 永田 稔 〃 東園四〇七
 任期満了により退任

北条砂丘土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

監事 入江 春男 東伯郡北条町大字江北六四一
 〃 中田 勝美 〃 田井一三四

〃 永田 稔 〃 東園四〇七
 昭和四十七年五月三十日開催の役員総選挙の結果当選し、昭和四十七年五月三十日就任 任期三年

宇野山土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 松村 春正 東伯郡羽合町大字宇野一五五九
 〃 伊藤 久松 〃 七九〇
 〃 竹中 節蔵 〃 八一七
 〃 中島 英也 〃 一六一三
 〃 中川 貞夫 〃 一五四二
 〃 本田 房義 〃 一五四九
 〃 水野 謙 〃 一五六八
 〃 尾嶋 昭男 〃 七九八
 〃 上川 昭 〃 七七二の二
 〃 本田 勝義 〃 八四八
 監事 西村 清安 〃 一五三四
 〃 坂本文弘 〃 八〇〇
 〃 本田 幸夫 〃 一五八九
 任期満了により退任

宇野山土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 松村 春正 東伯郡羽合町大字宇野一五五九

竹中節藏	八二七	理事 奥田 優	八頭郡佐治村津無三六〇番地
中嶋英也	一六一三	西尾 豊 寿	一五九四番地三
中川貞夫	一五四二	西尾 幸 男	四五四番地
本田房義	一五四九	前田 長 寿	八四番地
水野 讓	一五六八	有本 隆	四五〇番地
尾坂 茂	一五五四の一		
上川 昭	七七二の二		
本田信一	一六七三		
本田勝義	八四八		
伊藤義輝	七九〇		
本村清安	一五八九		
尾嶋昭男	一五三四		
坂本文弘	七九八		
	八〇〇		

昭和四十六年八月二日通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十六年八月十五日就任 任期四年

飯盛山土地改良区
就任した役員の住所及び氏名

前田寛文 一〇八番地
岡島智栄 古市二二番地一
監事 前田 宏 津無六〇八番地一
西尾文雄 六六番地
田中 讓 大井三二二番地

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十七年五月四日就任 任期第一回通常総会まで

鳥取県告示第四百五十九号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を昭和四十七年六月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。
昭和四十七年七月四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百六十号
昭和四十七年六月一日付で日南町長から申請のあった土地改良(阿昆縁地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十七年七月四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年七月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百六十一号

昭和四十七年六月十日付で日南町長から申請のあつた土地改良（豊栄地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年七月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百六十二号

昭和四十七年六月十日付で日南町長から申請のあつた土地改良（笠木地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年七月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百六十三号

昭和四十七年六月十日付で日南町長から申請のあつた土地改良（花口地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年七月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百六十四号

昭和四十七年六月十日付で日南町長から申請のあつた土地改良(折渡地区農道整備)事業計画については審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年七月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

昭和47年度狩猟者講習会を次のとおり開催する。

昭和47年7月4日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟免許を受けようとする者。ただし、昭和43年度以降の狩猟者講習会の受講者で、狩猟者講習会修了証明書を有するものは除く。

2 開催の方法

経験者課程(乙種又は丙種の狩猟免許を受けようとする者にあつては、昭和44年度から昭和46年度の間)に1回以上乙種又は丙種の狩猟免許を受けた者。甲種の狩猟免許を受けようとする者にあつては、昭和44年度から昭和46年度の間)に1回以上甲種の狩猟免許を受けた者)と初心者課程(経験者課程以外の者)に分けて行なう。

3 開催日時等

経験者課程

日	時	講習会場	受講対象者
7月26日	午前10時40分から	日野郡日野町根雨農林振興局会議室	日野郡に住所を有する者
8月1日	〃	鳥取市東町一丁目鳥取県庁講堂	鳥取市、岩美郡及び気高郡に住所を有する者
8月3日	〃	米子市稚町米子地方農林振興局会議室	米子市、境港市及び西伯郡に住所を有する者
8月4日	〃	八頭郡家町郡家八頭地方農林振興局会議室	八頭郡に住所を有する者
8月10日	〃	倉吉市鞆城倉吉地方農林振興局会議室	倉吉市及び東伯郡に住所を有する者
8月18日	〃	鳥取市東町一丁目鳥取県庁講堂	前記の日程に受講できなかった者及び再受講者
9月18日	〃	倉吉市鞆城倉吉地方農林振興局会議室	前記の日程に受講できなかった者及び再受講者

初心者課程

日	時	講習会場	受講対象者
7月26日	午前9時から	日野郡日野町根雨日野地方農林振興局会議室	日野郡に住所を有する者
7月27日	〃	〃	〃
8月1日	〃	鳥取市東町一丁目鳥取県庁講堂	鳥取市、岩美郡及び気高郡に住所を有する者
8月2日	〃	〃	〃

4 講習科目

狩猟に関する法令
狩猟鳥獣の判別
猟具の取扱い

8月3日	米子市稚町米子地方農林振興局会議室	米子市、境港市及び西伯郡に住所を有する者
8月4日	〃	〃
8月4日	八頭郡家町郡家八頭地方農林振興局会議室	八頭郡に住所を有する者
8月5日	〃	〃
8月10日	倉吉市鞆城倉吉地方農林振興局会議室	倉吉市及び東伯郡に住所を有する者
8月11日	〃	〃
8月18日	鳥取市東町一丁目鳥取県庁講堂	前記の日程に受講できなかった者及び再受講者
8月19日	〃	〃
9月18日	倉吉市鞆城倉吉地方農林振興局会議室	前記の日程に受講できなかった者及び再受講者
9月19日	〃	〃

5 講習時間

経験者課程は5時間、初心者課程は9時間とする。

6 考查
 経験者課程、初心者課程とも講習終了後、引き続き講習に係る事項を修得したかどうかを考查する。

7 受講申込方法
 所定の受講申込書に狩猟者講習手数料の額（経験者課程は400円、初心者課程のうち甲種は700円、乙種及び丙種は1,100円）に相当する鳥取県収入証紙及び写真をはりつけて、受講日の5日前までに所轄地方農林振興局長に提出すること。

8 携行品
 (1) 受講申込みの際に配布したテキスト
 (2) 筆記用具

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、昭和47年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和47年7月4日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験科目及び時間

試 験 の 科 目	試 験 の 時 間
(ア) 砂利採取に関する法令 (イ) 砂利採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	午前10時から12時まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和47年7月31日（月）
 (2) 場 所 倉吉市

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県土木部河港課に提出すること。

- (1) 受験願書
 (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、河港課及び鳥取県砂利生産協同組合連合会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写 真
 手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 1,000円
 (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはりつけること。

5 受験願書の提出期間

昭和47年7月5日から昭和47年7月15日まで

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

正

誤

鳥取県税条例の一部を改正する条例（昭和四十七年四月鳥取県条例第二十八号）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

取りまごめ郵便局名

取りまごめ郵便局名

十八 下 十五 昭和四十六年度までの 昭和四十六年度分までの

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】